

第8回県政インターネットモニターアンケート集計結果
駿河湾フェリーの利用状況等に関するアンケート
障害を理由とする差別の解消の推進等に関するアンケート
「子育ては尊い仕事」であるという理念の浸透に関する意識調査

※グラフの中の「n」は、各設問の回答者総数を示す。

※各回答項目の割合(%)は、端数処理の関係上(小数第二位を四捨五入)、合計が100%にならない場合がある。

○駿河湾フェリーの利用状況等に関するアンケート

海上から世界に誇る富士山と伊豆半島ジオパークの迫力ある海岸、山並みを見渡すことができる「駿河湾フェリー」をより多くの方に利用していただくため、今後の施策の参考とさせていただきます。アンケートへのご協力をお願いします。

○障害を理由とする差別の解消の推進等に関するアンケート

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、障害のある人への差別的扱いの禁止等が求められています。そのため、県では、障害のある人への差別解消を考えるシンポジウムや、研修会等の開催を通じて、法律の趣旨や目的等についての理解促進を図ってきました。

そのような中、「障害者差別解消法」を具現化し、障害を理由とする差別の解消を推進するための実効性ある仕組みを盛り込んだ「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を平成29年4月に施行しました。

さらに、令和3年6月に「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月1日に施行されることが予定されています。この改正により、今まで努力義務であった民間事業者の「合理的配慮」が義務化されることとなりました。

法改正にあわせて、本県においても条例を改正することを予定しており、県民の皆様から障害のある人への差別の解消についてご意見を伺い、今後の取組の参考としたいので、ご協力をお願いします。

○「子育ては尊い仕事」であるという理念の浸透に関する意識調査

子どもは社会に希望と活力をもたらす「地域の宝」であり、この大切な宝を育てる「子育て」は、極めて尊い仕事です。

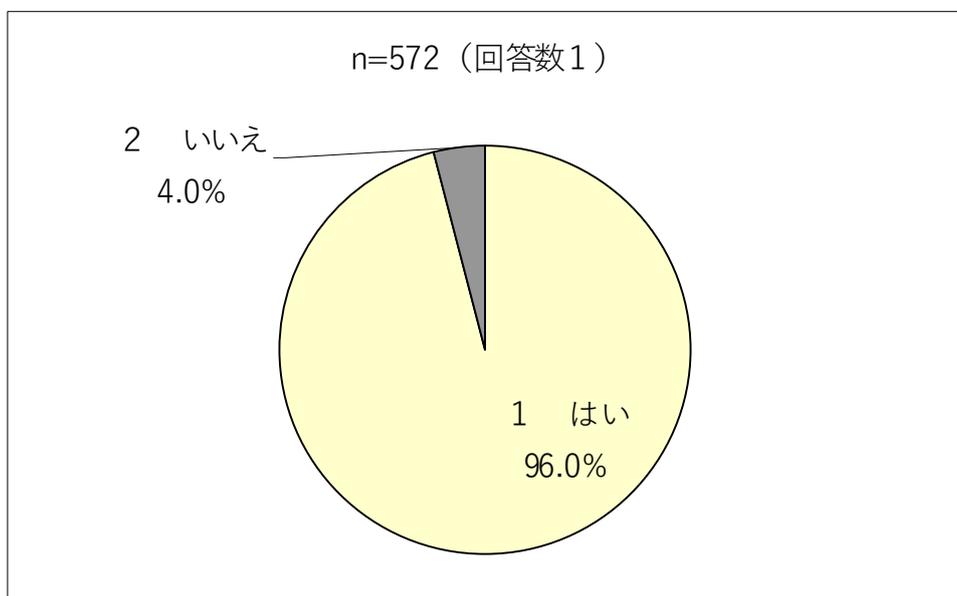
平成27年2月に策定した「ふじさんっこ応援プラン」及び令和2年3月に策定した「第2期ふじさんっこ応援プラン」では、この「子育ては尊い仕事」を基本理念とし、社会全体で子どもと子育てを応援していくこととしております。

このたび、県民の皆様からの御意見をお伺いし、「子育ては尊い仕事」であるという理念の一層の浸透を図るため、今後の事業進行の参考としたいと考えておりますので、御協力をお願いします。

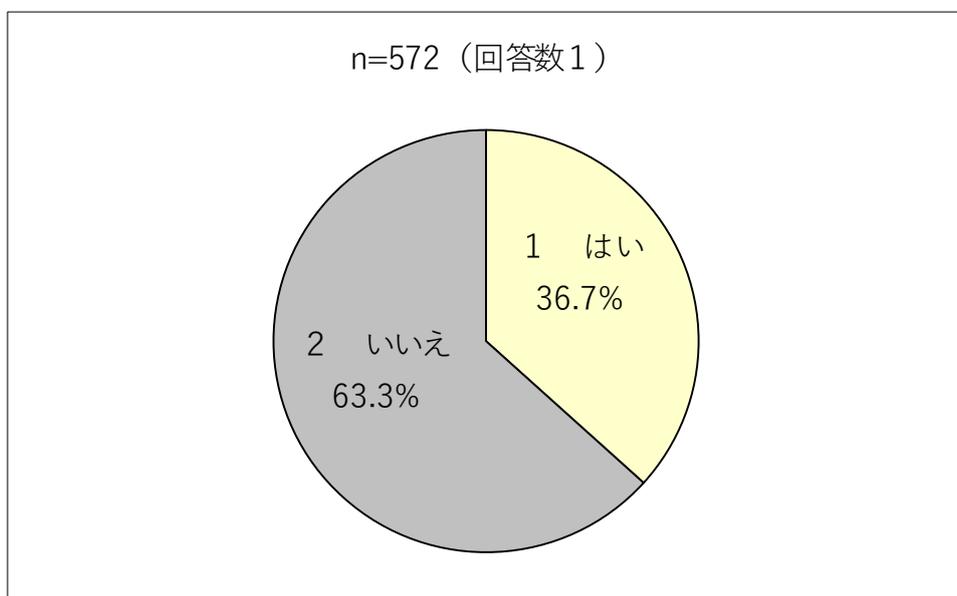
回答者数：572人（回答率：85.2%）			
	カテゴリー名	回答者数	%
性別	男性	227	39.7%
	女性	341	59.6%
	その他	4	0.7%
年代	10代	14	2.4%
	20代	42	7.3%
	30代	66	11.5%
	40代	100	17.5%
	50代	146	25.5%
	60代	122	21.3%
	70代	63	11.0%
	80代	19	3.3%
	90代	0	0.0%
住所	賀茂	2	0.3%
	東部	175	30.6%
	中部	226	39.5%
	西部	168	29.4%
	県外	1	0.2%
職業	自営業	42	7.3%
	会社員	178	31.1%
	公務員	16	2.8%
	パート・内職従事者	110	19.2%
	学生	45	7.9%
	無職	152	26.6%
	その他	29	5.1%

○駿河湾フェリーの利用状況等に関するアンケート

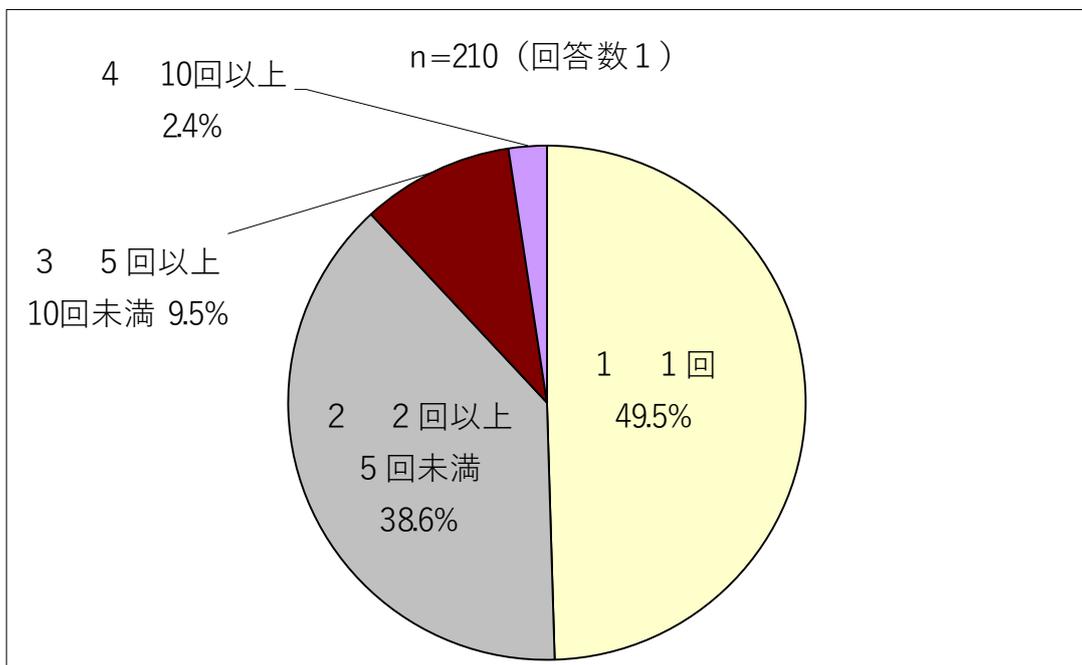
問1 あなたは、清水港と土肥港の間を運航する「駿河湾フェリー」を知っていますか。
(回答数は1つ)



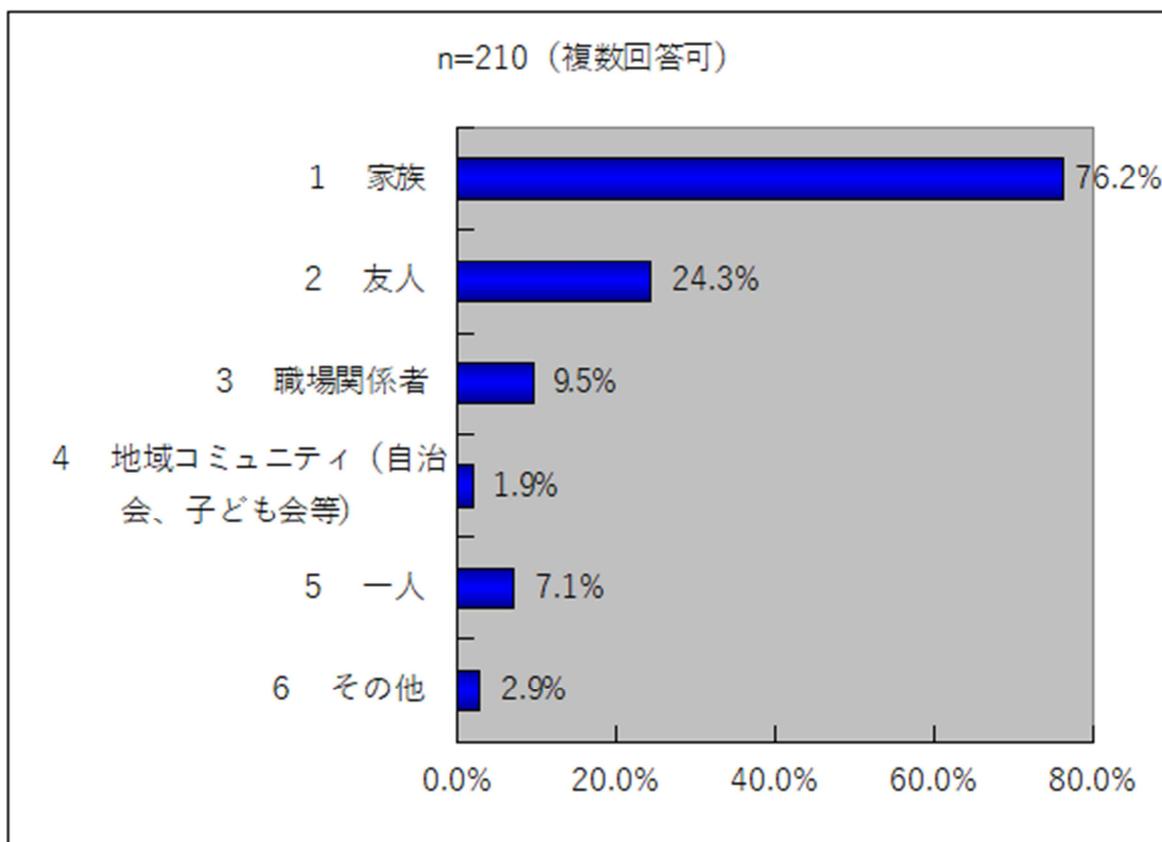
問2 あなたは、これまで「駿河湾フェリー」を利用したことが、ありますか。(回答数は1つ)



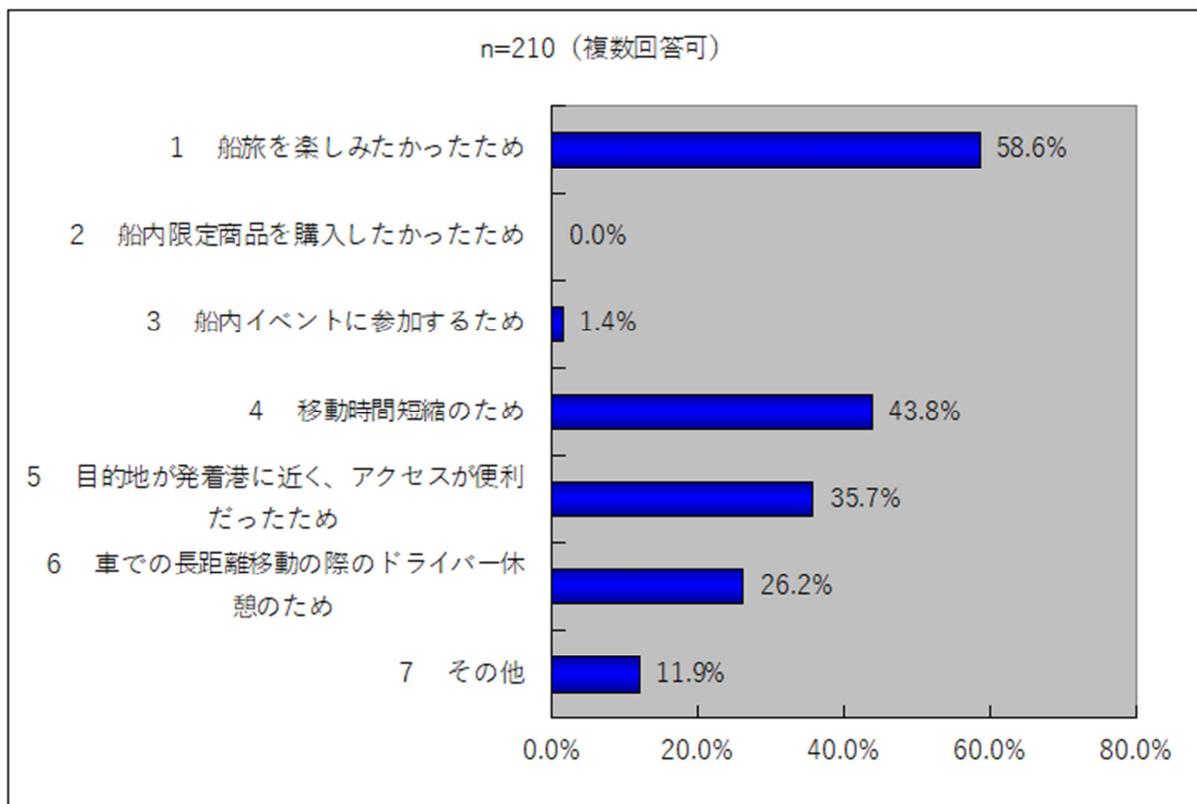
問2-2 問2で選択肢1を選択された方に伺います。これまで、どのくらい「駿河湾フェリー」を利用されましたか。(回答数は1つ)



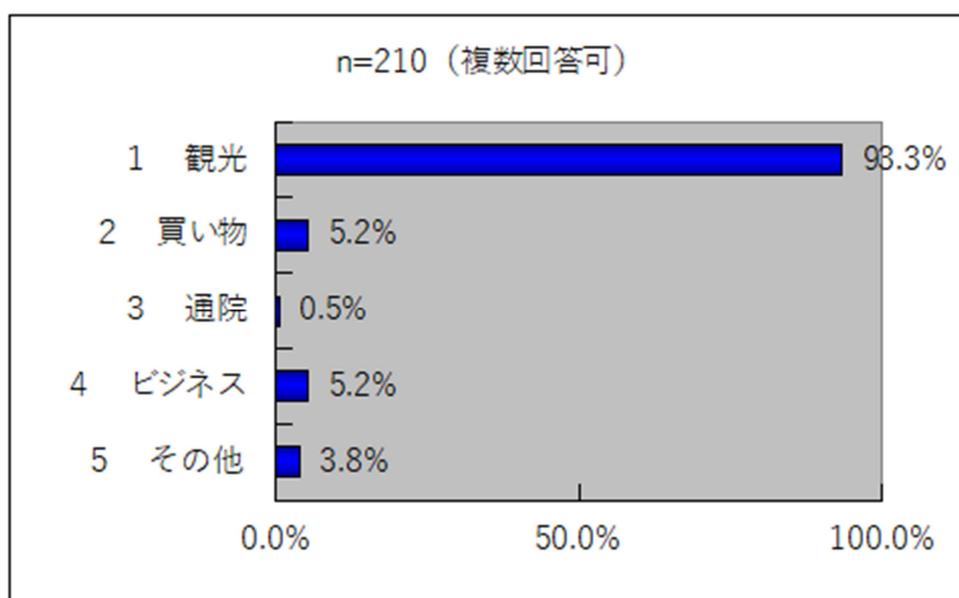
問2-3 問2で選択肢1を選択された方に伺います。誰と「駿河湾フェリー」を利用されましたか。(複数回答可)



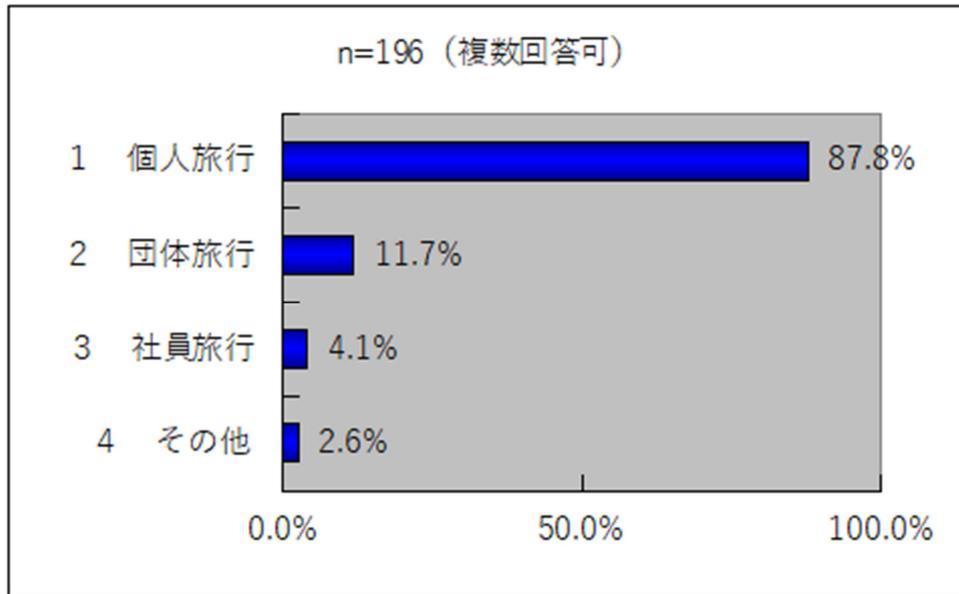
問2-4 問2で選択肢1を選択された方に伺います。移動手段として「駿河湾フェリー」を選んだ理由は何ですか。(複数回答可)



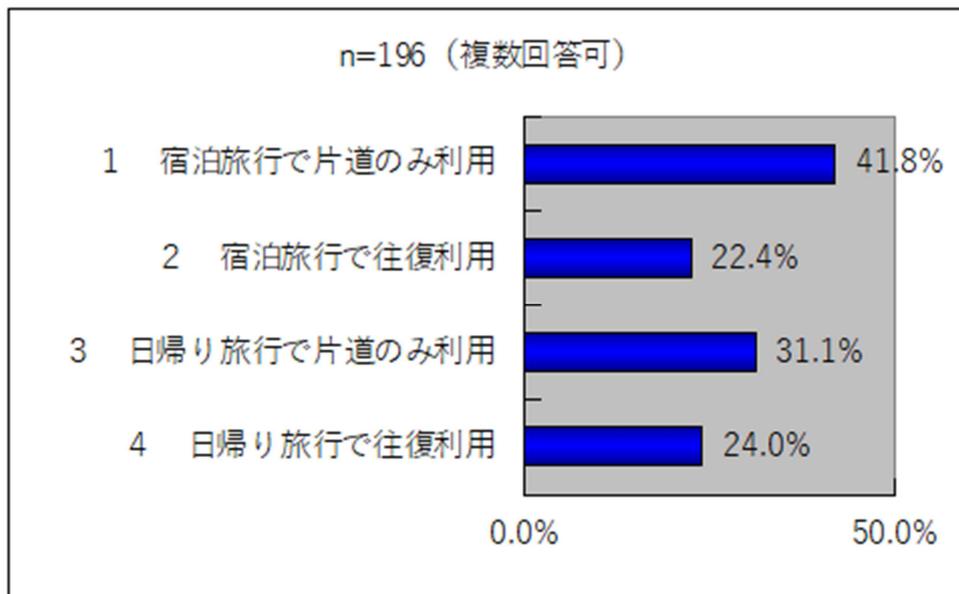
問2-5 問2で選択肢1を選択された方に伺います。どのような目的で「駿河湾フェリー」を利用されましたか。あてはまるものを全て選択してください。(複数回答可)



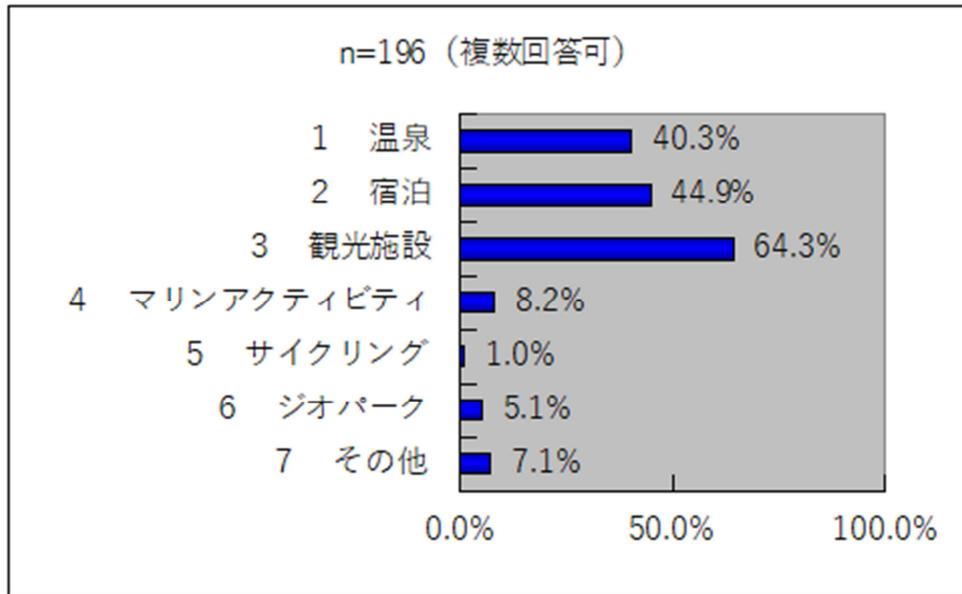
問2-5-2 問2-5で選択肢1を選択された方に伺います。どのような旅行形態で「駿河湾フェリー」を利用されましたか。(複数回答可)



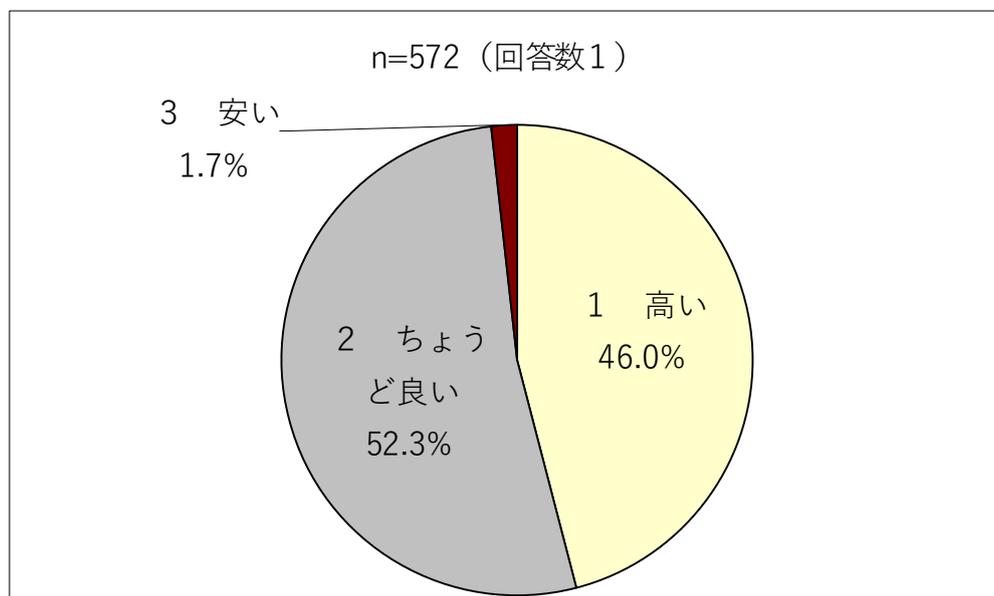
問2-5-3 問2-5で選択肢1を選択された方に伺います。どのような旅程で「駿河湾フェリー」を利用されましたか。(複数回答可)



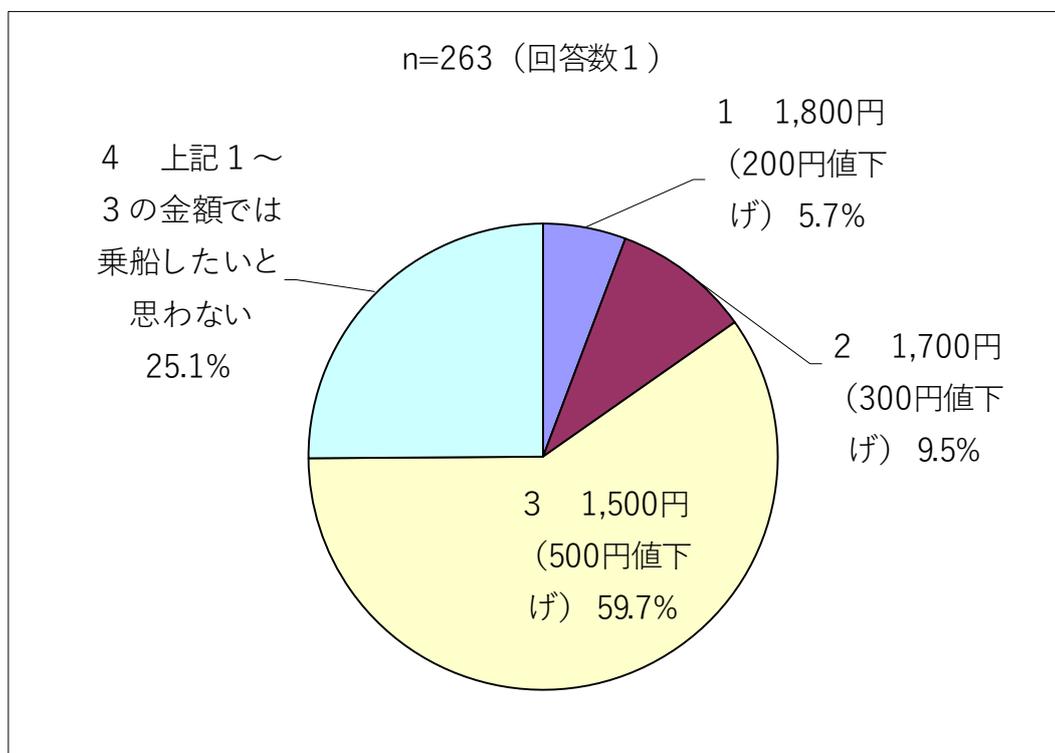
問2-5-4 問2-5で選択肢1を選択された方に伺います。どのような観光目的で「駿河湾フェリー」を利用されましたか。(複数回答可)



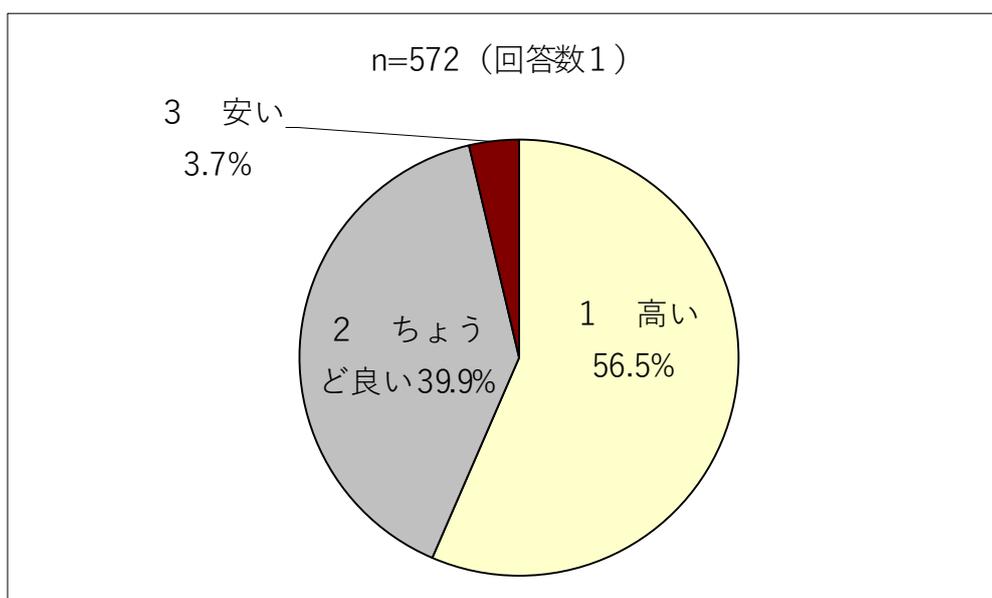
問3 「駿河湾フェリー」の乗船料金について伺います。現在の大人1名片道の乗船料金 [2,000 円/人] について、どのように思いますか。(回答数は1つ)



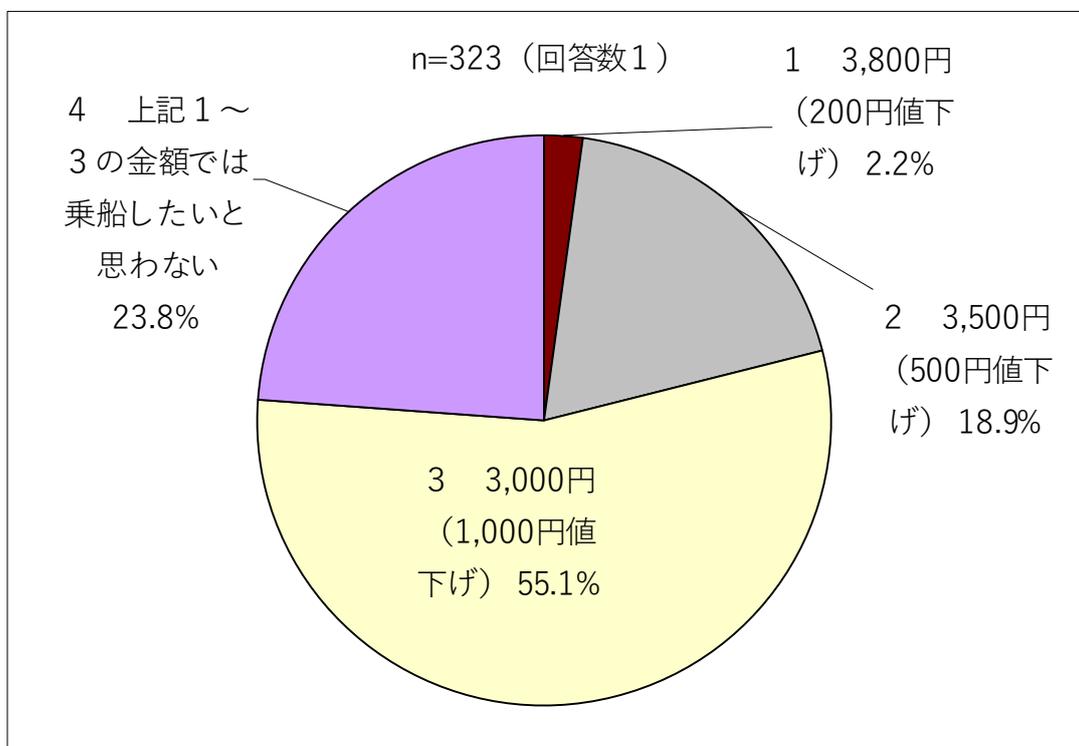
問3-2 問3で選択肢1を選択された方に伺います。乗船する場合に、いくらまでなら支払っても良いと思いますか。次の金額から選択してください。(回答数は1つ)



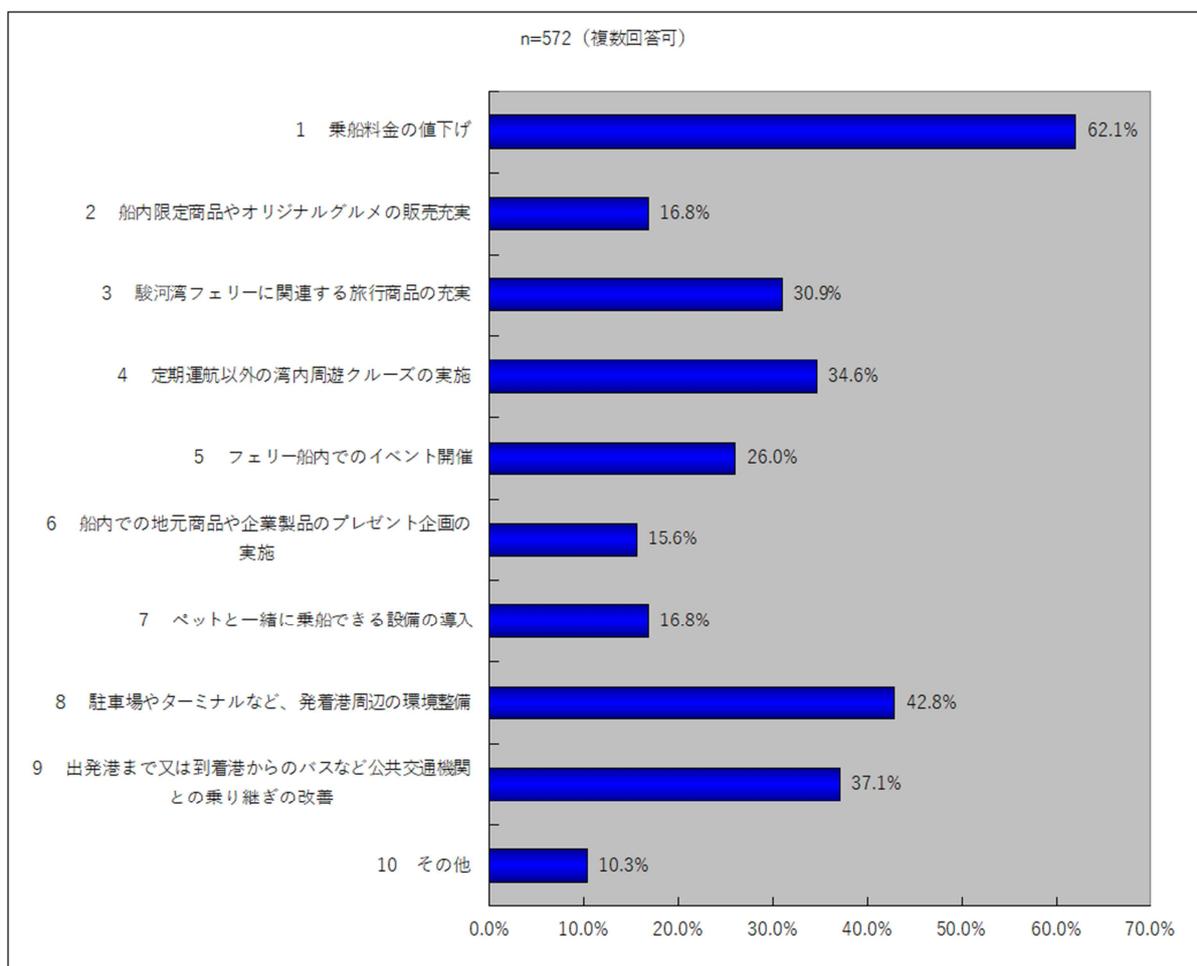
問4 「駿河湾フェリー」の乗船料金について伺います。現在の普通乗用車1台片道の乗船料金(運転手1名の乗船料金も含む)[4,000円/台]について、どのように思いますか。(回答数は1つ)



問4-2 問4で選択肢1を選択された方に伺います。乗船する場合に、いくらまでなら支払っても良いと思いますか。次の金額から選択してください。(回答数は1つ)



問5 「駿河湾フェリー」の利用を増やすために、どのような取組が有効だと思いますか。
(複数回答可)



問6 「駿河湾フェリー」の運航に関して、ご意見や要望等がありましたら、ご自由にお書きください。(500字以内)

担当課 スポーツ・文化観光部観光交流局観光振興課

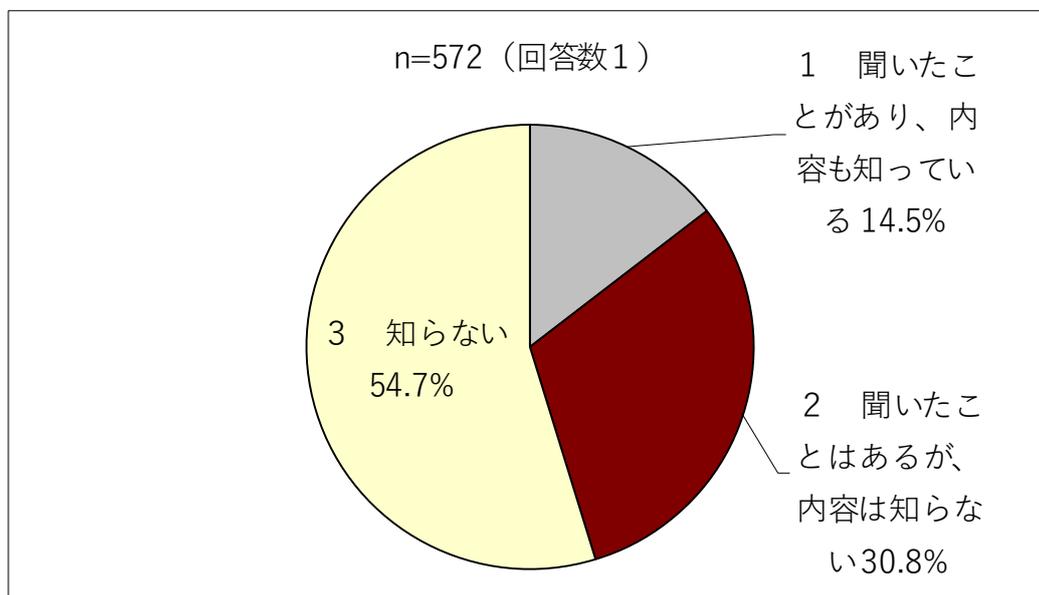
電話番号 054-221-3637

FAX 054-221-3627

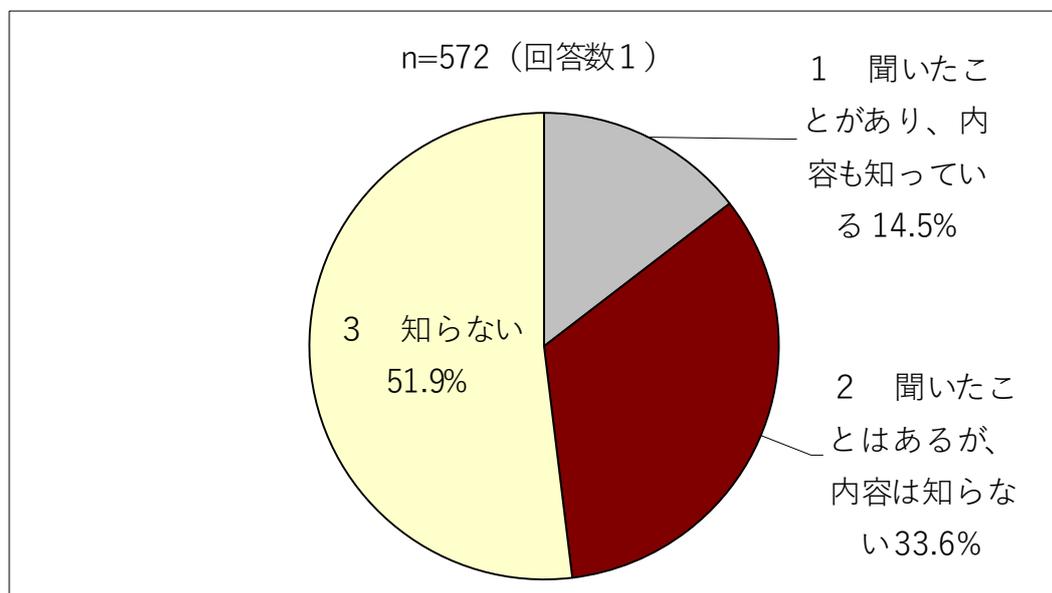
メール kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

○障害を理由とする差別の解消の推進等に関するアンケート

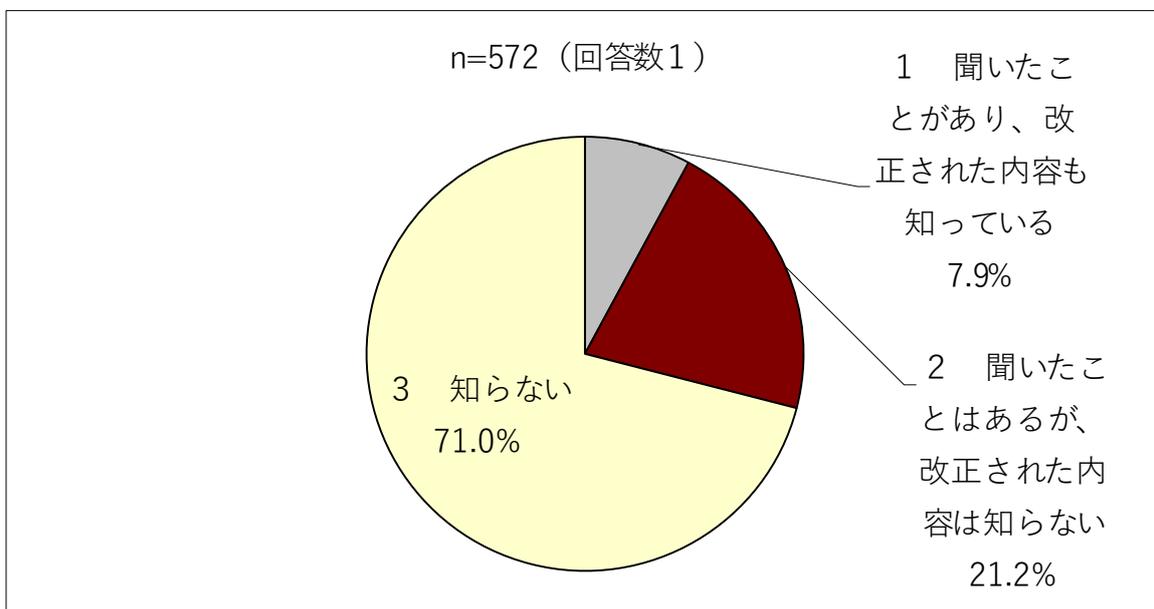
問1 あなたは、「障害者権利条約」を知っていますか。(回答数は1つ)



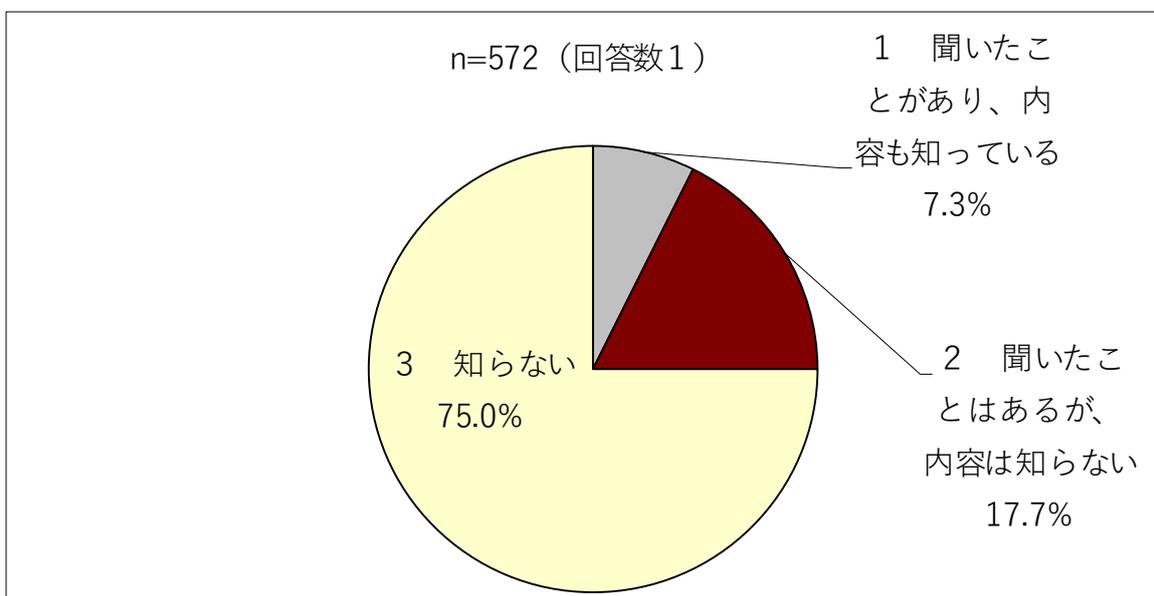
問2 あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。(回答数は1つ)



問3 あなたは、「障害者差別解消法」が令和3年6月に改正されたことを知っていますか。
(回答数は1つ)

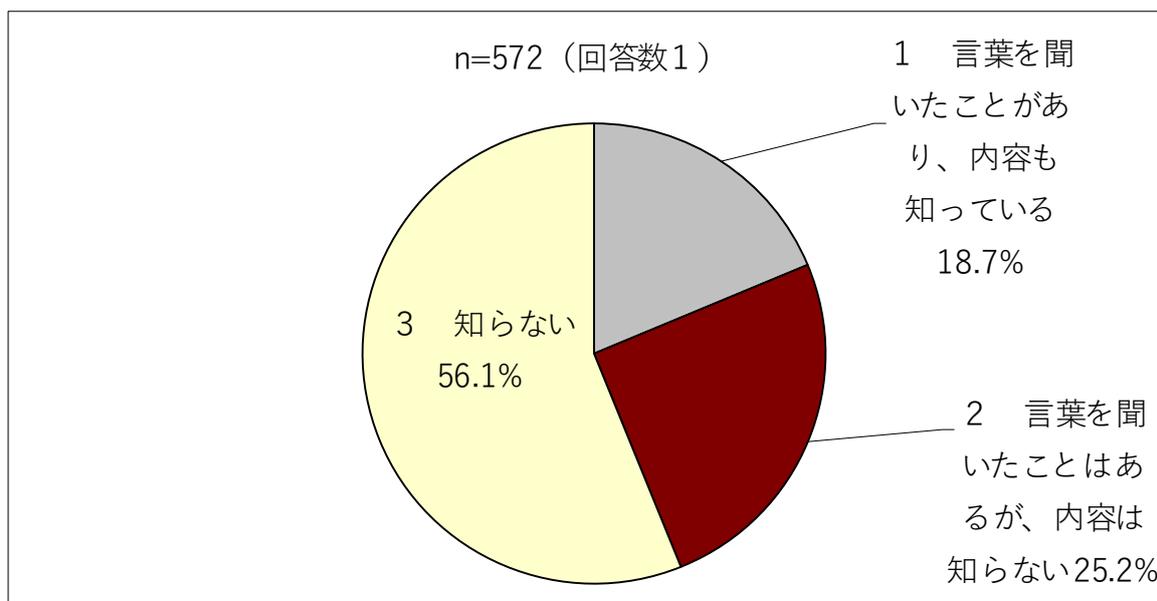


問4 あなたは、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(障害者差別解消条例)」を知っていますか。(回答数は1つ)



問5 障害者差別解消法により、行政機関や民間事業者には、障害のある人に対する「合理的配慮」※が求められるようになりました。あなたは、この考え方を知っていますか。(回答数は1つ)

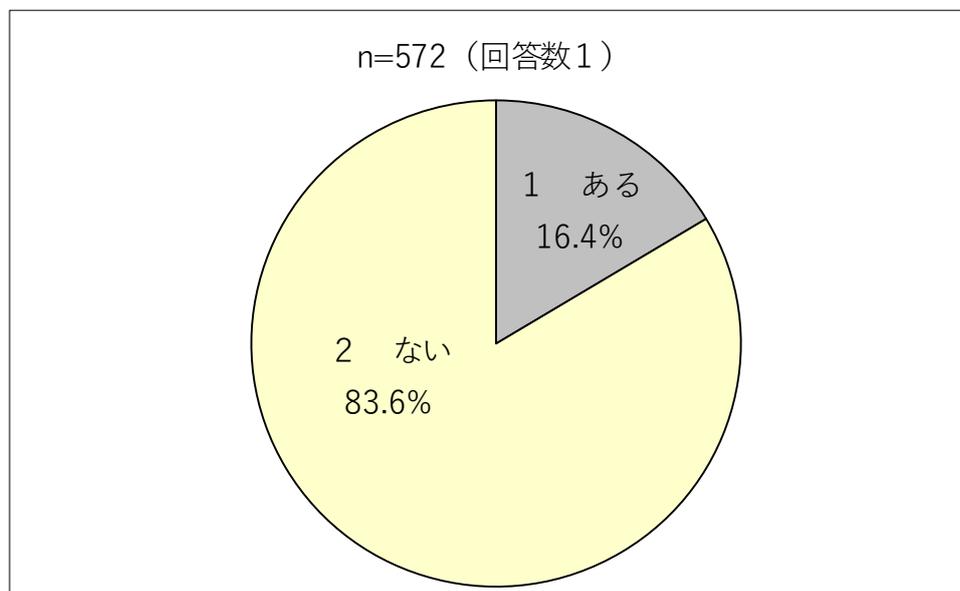
※「合理的配慮」とは、障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁(バリア)を取り除くために、負担になりすぎない範囲で提供されるべき配慮(例:筆談や読み上げによる意思の疎通)のこと



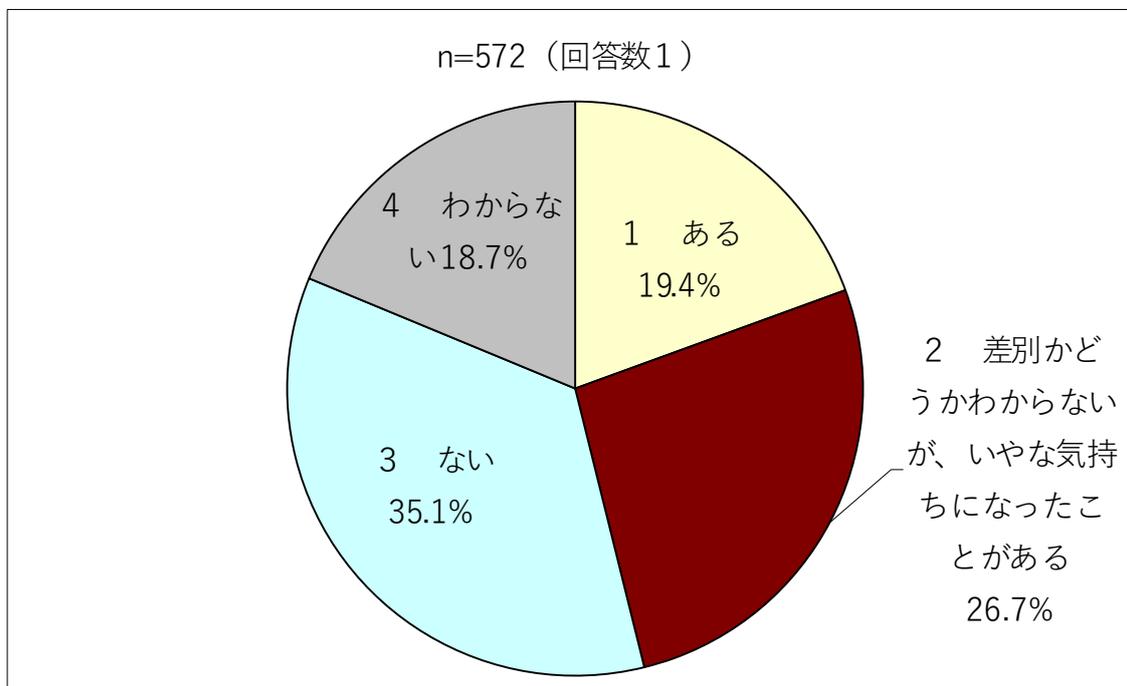
問6 県は、「障害者差別解消法」周知のために、ポスターを配布しています。あなたは、このポスターを見たことがありますか。(回答数は1つ)

※「障害者差別解消法」のポスター画像は、リンク先に貼付しています。

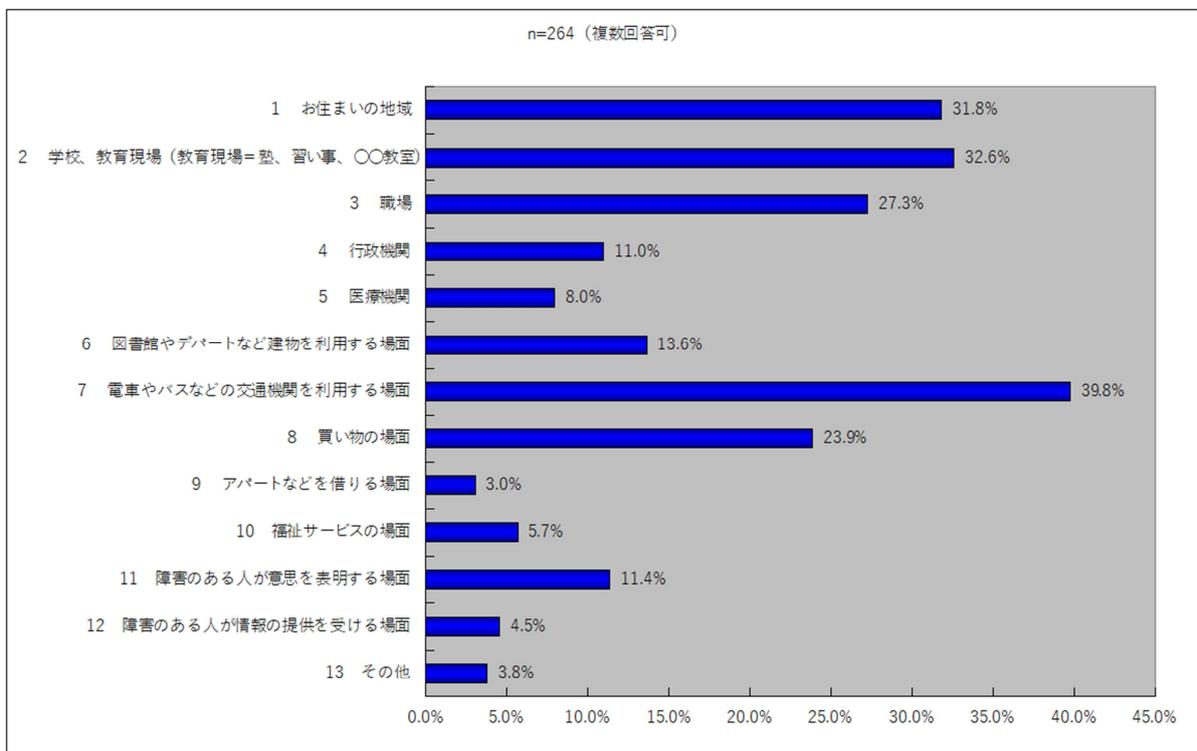
https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/023/612/poster.jpg



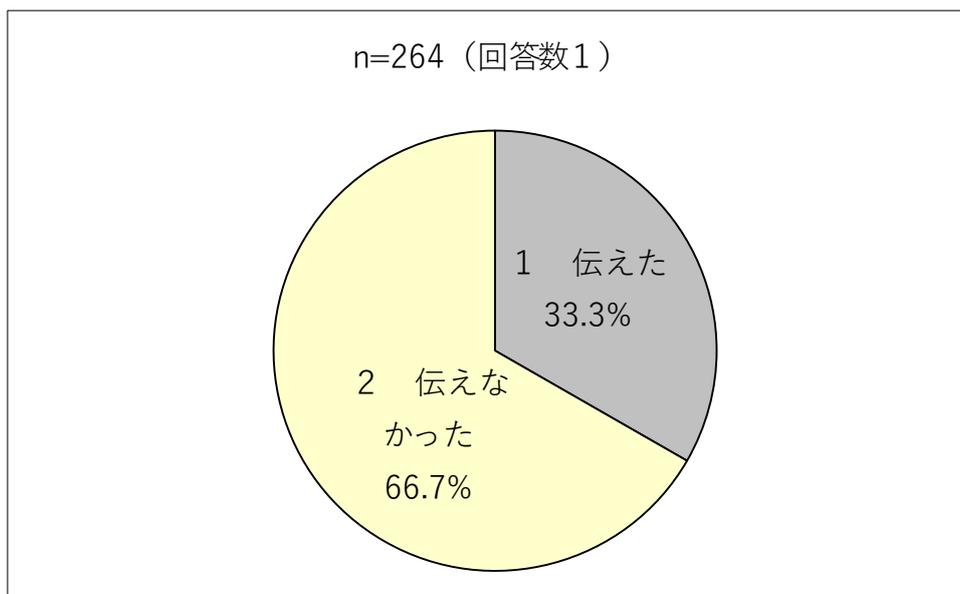
問7 あなたは、障害を理由とした差別を見たり、聞いたり、感じたりしたことがありますか。
(回答数は1つ)



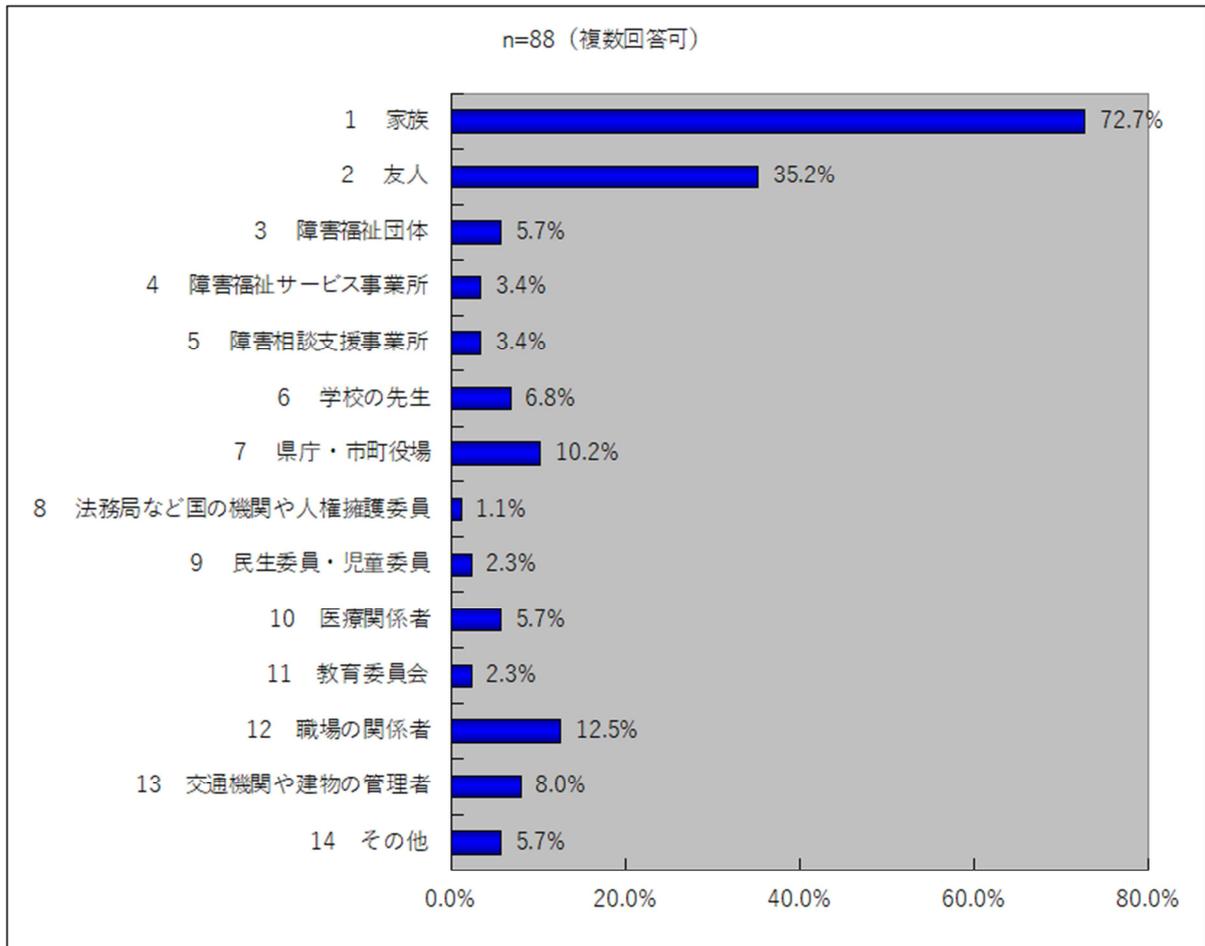
問7-2 問7で選択肢1または2を選択された方に伺います。どのような場所や場面で差別を見たり、聞いたり、感じたりしたことがありますか。(複数回答可)



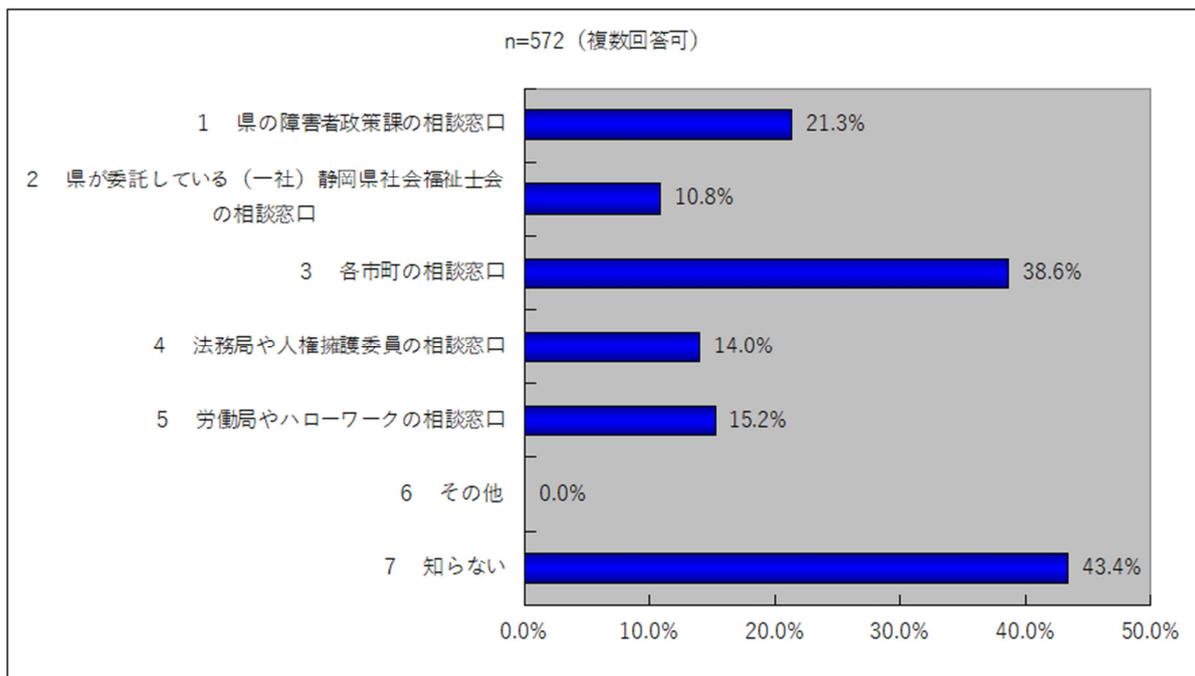
問7-3 問7で選択肢1または2を選択された方に伺います。差別と感じた出来事等について、誰かに伝えましたか。(回答数は1つ)



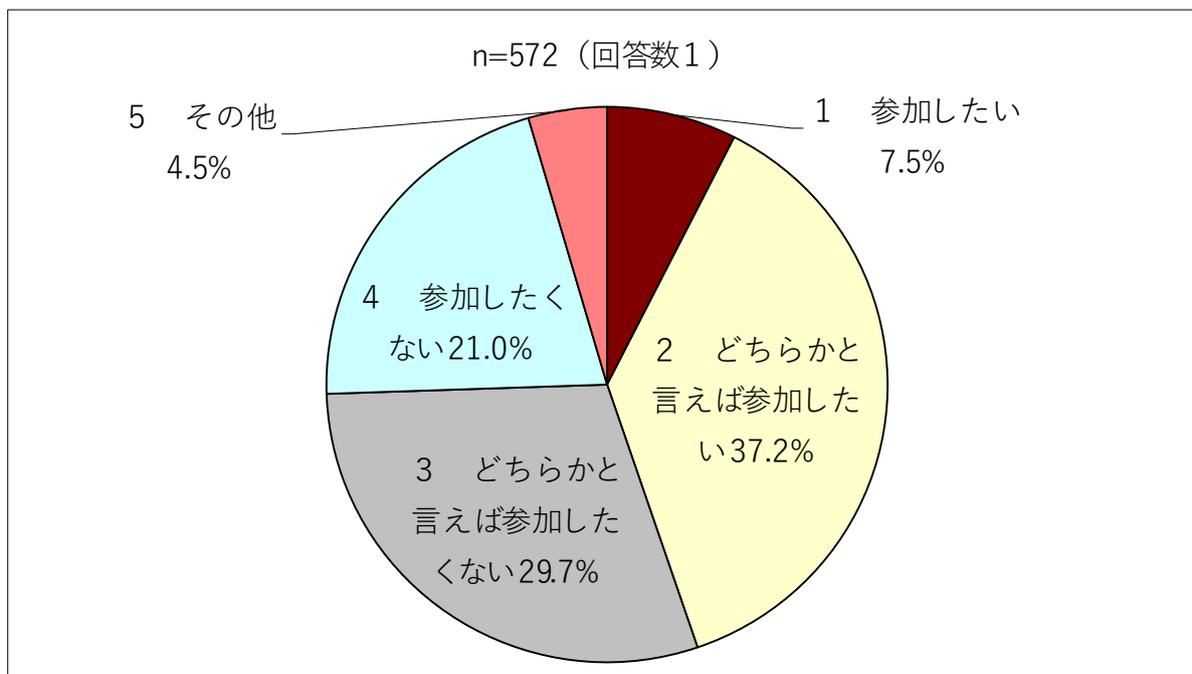
問7-3-2 問7-3で選択肢1を選択された方に伺います。差別と感じた出来事等について、誰に伝えましたか。(複数回答可)



問8 障害を理由とする差別の解消に関する相談窓口は様々ありますが、以下の窓口の中であなたが知っているものはどれですか。(複数回答可)



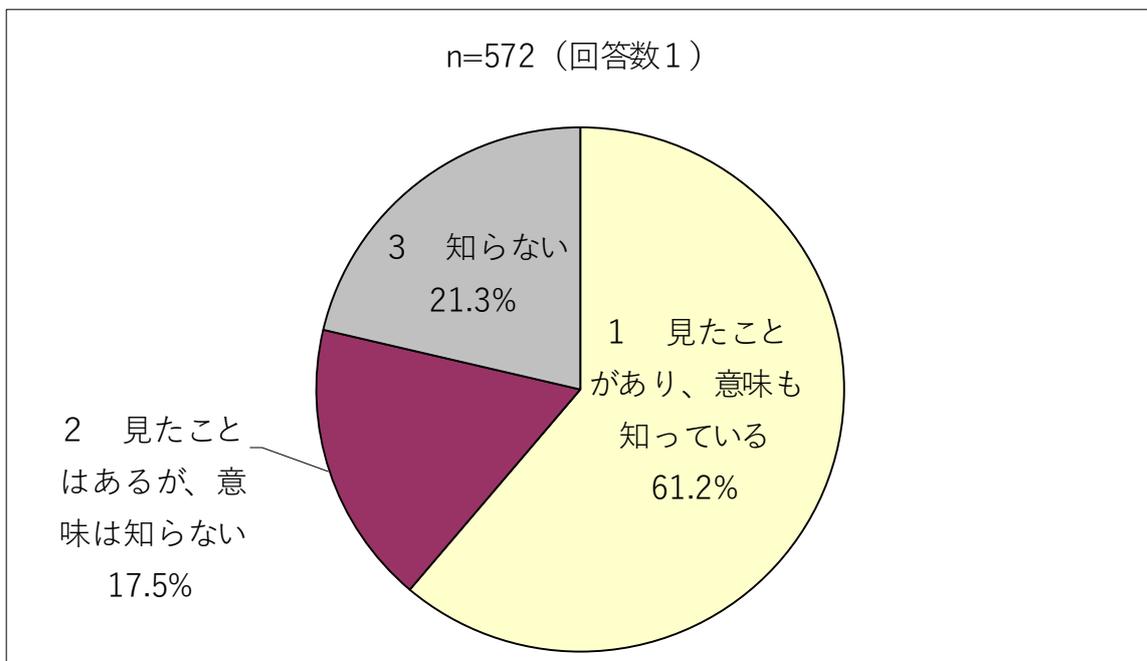
問9 あなたは、「障害を理由とする差別の解消」についての、講演会や研修会への参加を希望しますか。(回答数は1つ)



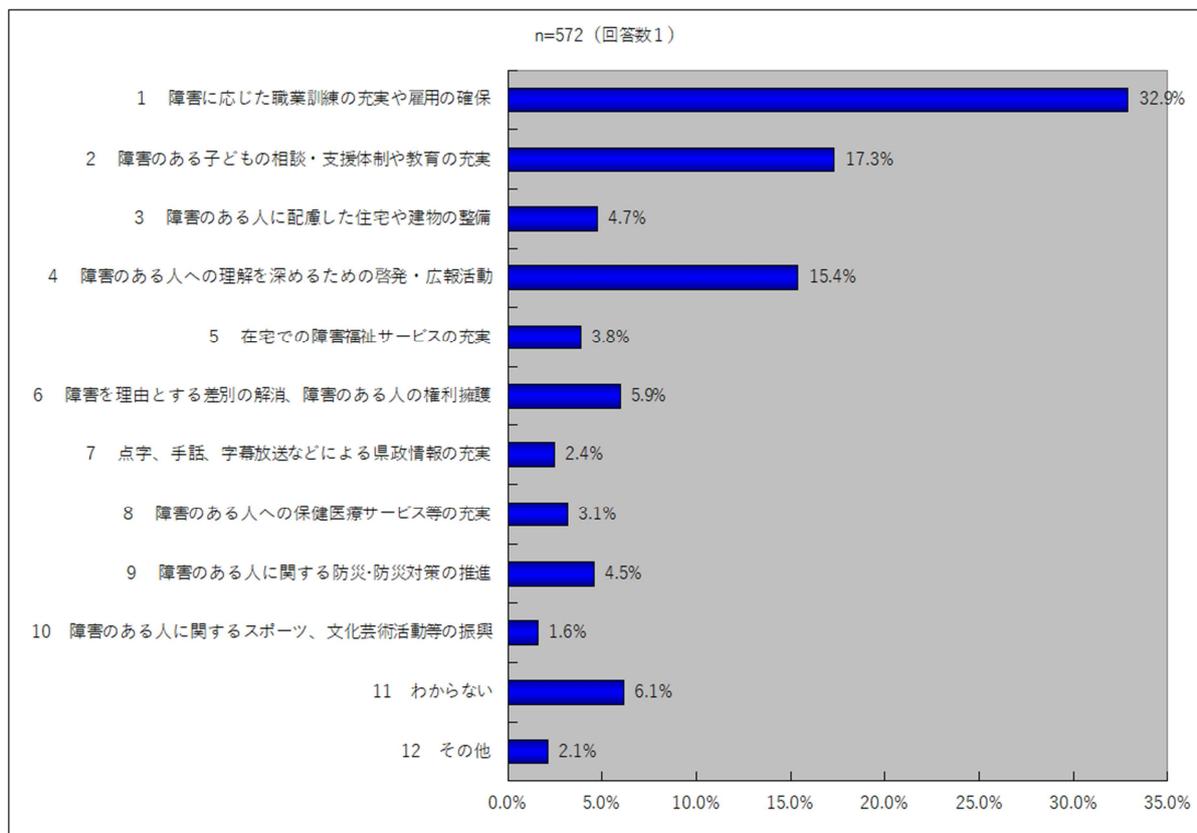
問 10 あなたは、「ヘルプマーク」※を知っていますか。(回答数は1つ)

※「ヘルプマーク」の概要は、リンク先に添付しています。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html



問 11 障害のある人に関する県の施策のうち、あなたがもっとも力を入れる必要があると思うものは何ですか。(回答数は1つ)



問 12 県の障害者差別解消施策について、ご意見がありましたらご自由にお書きください。(500 文字以内)

担当課 健康福祉部障害者支援局障害者政策課

電話番号 054-221-2352

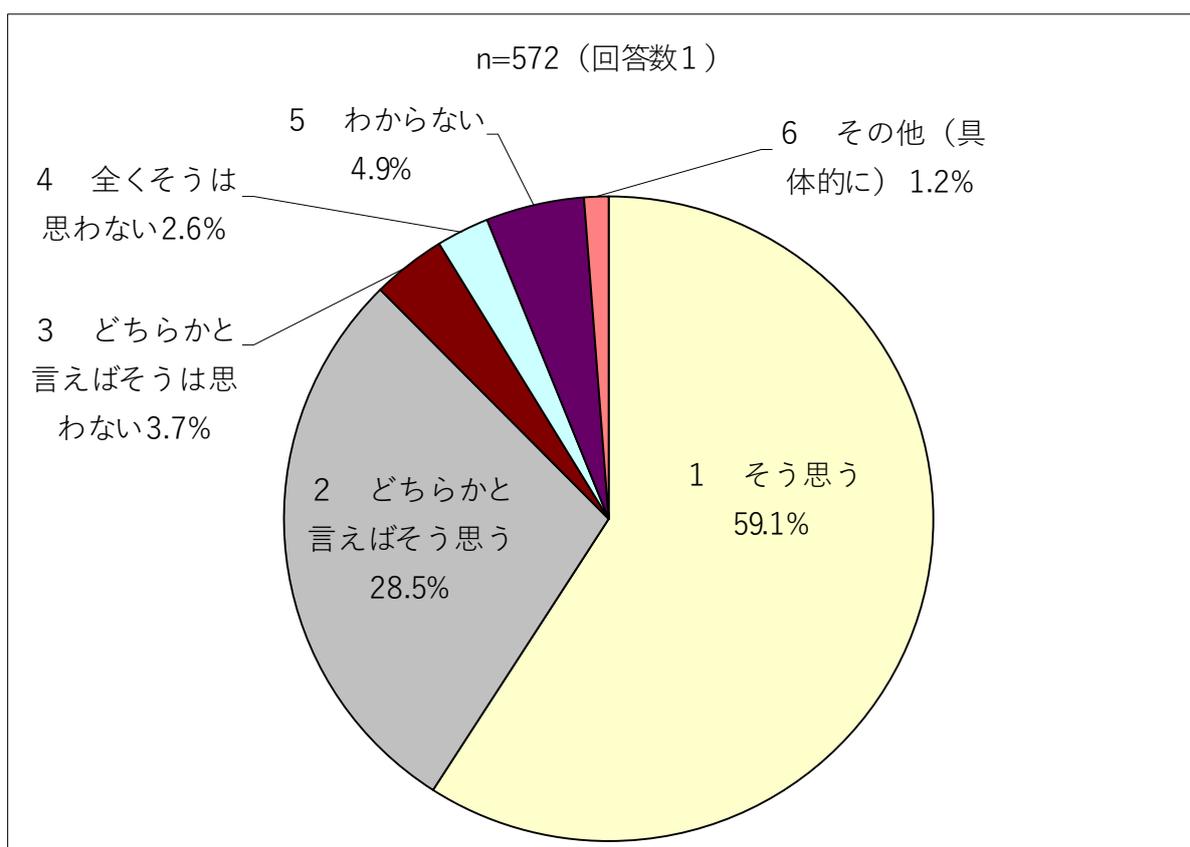
FAX 054-221-3267

メール shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

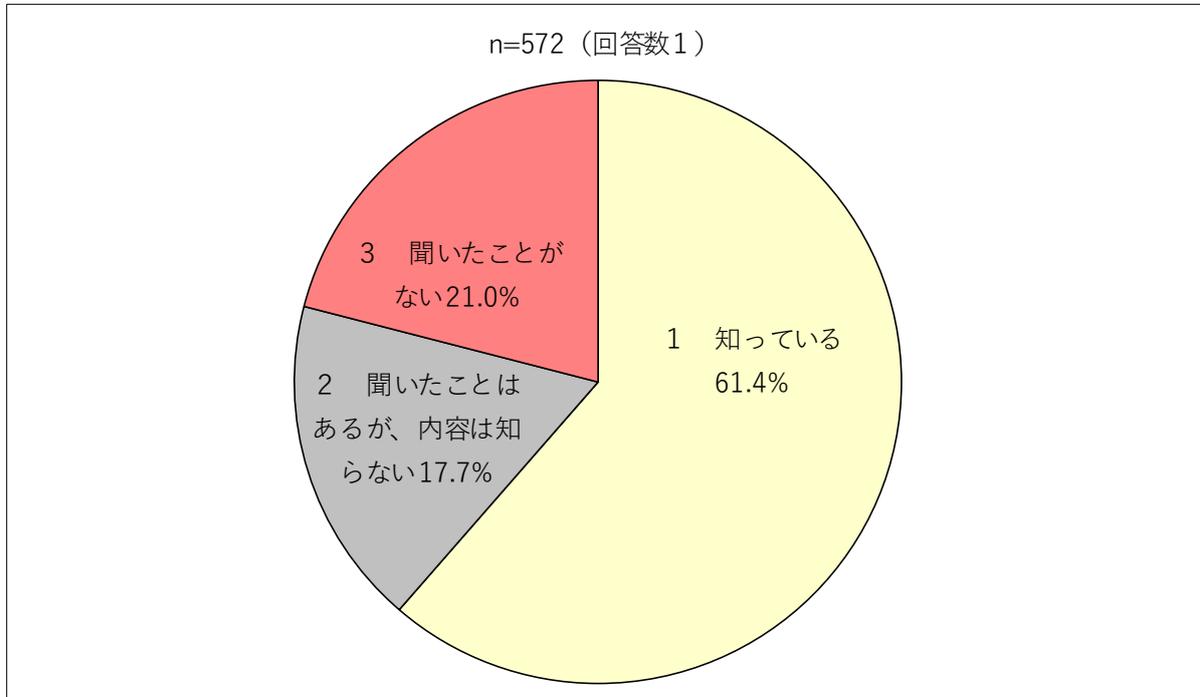
○「子育ては尊い仕事」であるという理念の浸透に関する意識調査

問1 静岡県では、「子どもは社会に希望と活力をもたらす「地域の宝」であり、この大切な宝を育てる『子育て』は、極めて尊い『仕事』である」と考え、「子育ては尊い仕事」を基本理念に、社会全体で子どもと子育てを応援していくこととしています。

あなたは、この「子育ては尊い仕事」という考え方について、どのように思われますか。(回答数は1つ)

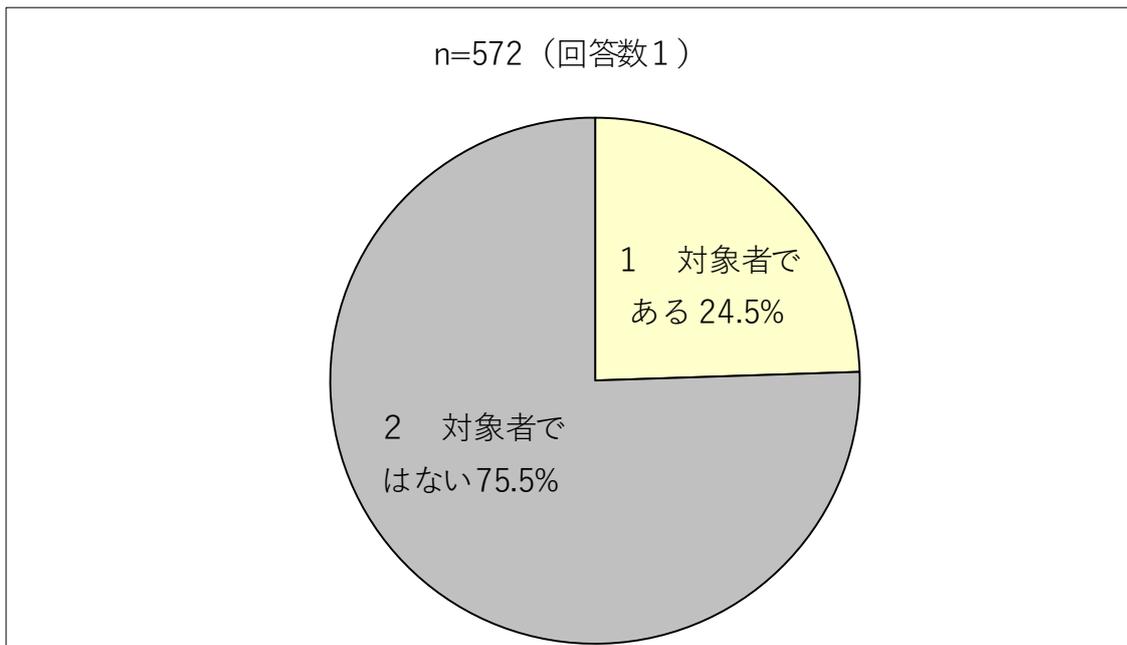


問2 県では、子育て家庭を地域全体で応援する気運の醸成などを目的に、原則18歳未満の子ども同伴で「しずおか子育て優待カード」を提示すると協賛店舗の「応援サービス（割引や粗品プレゼントなど）」を受けられる、「しずおか子育て優待カード事業」を実施しています。あなたは、この「しずおか子育て優待カード事業」を知っていますか。（回答数は1つ）

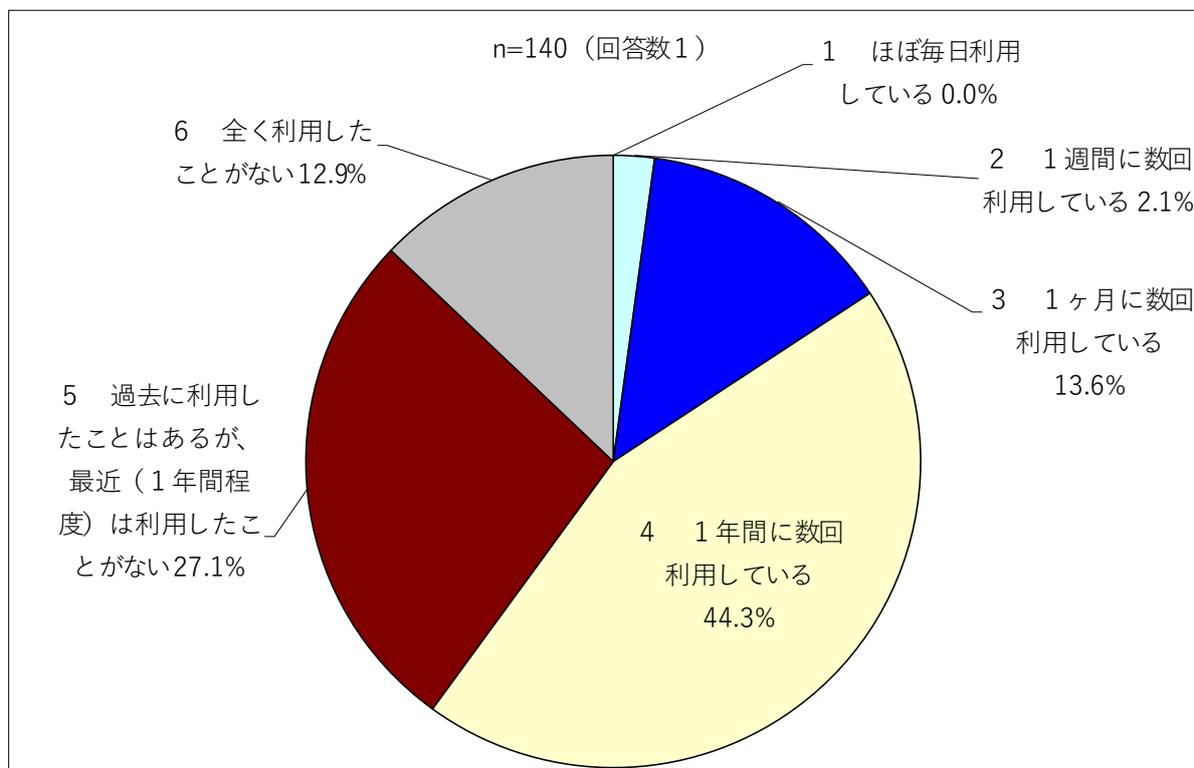


問3 あなたは「しずおか子育て優待カード」の配布対象者ですか。（回答数は1つ）

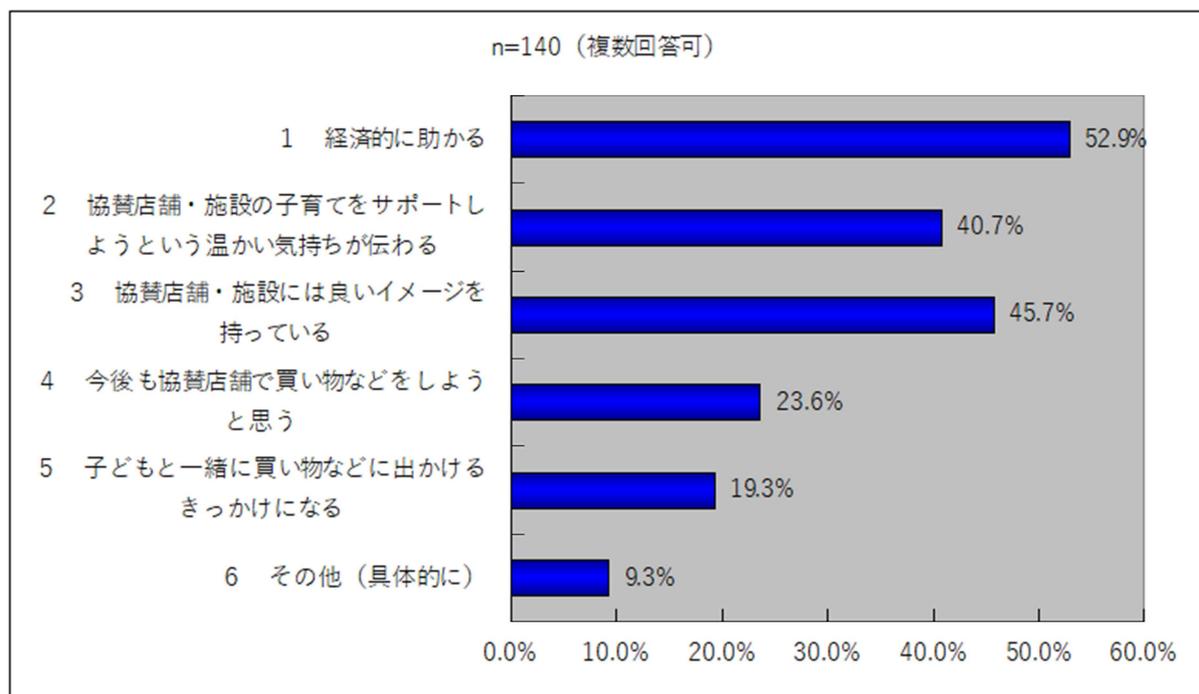
※ 配布対象者：18歳未満の子どもを持つ保護者及び妊娠中の方



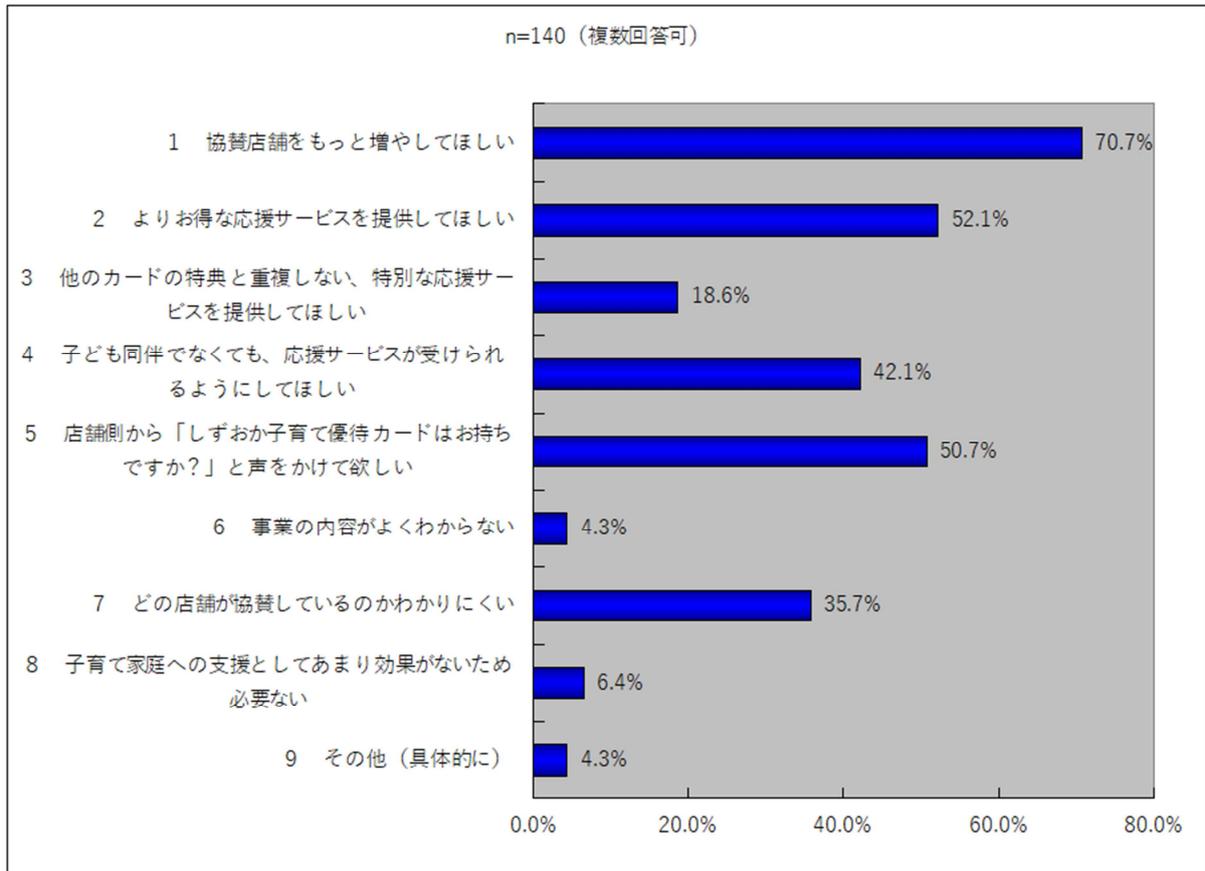
問3-2 問3で選択肢1を選択された方に伺います。あなたは、「しずおか子育て優待カード」を利用したことがありますか。(回答数は1つ)



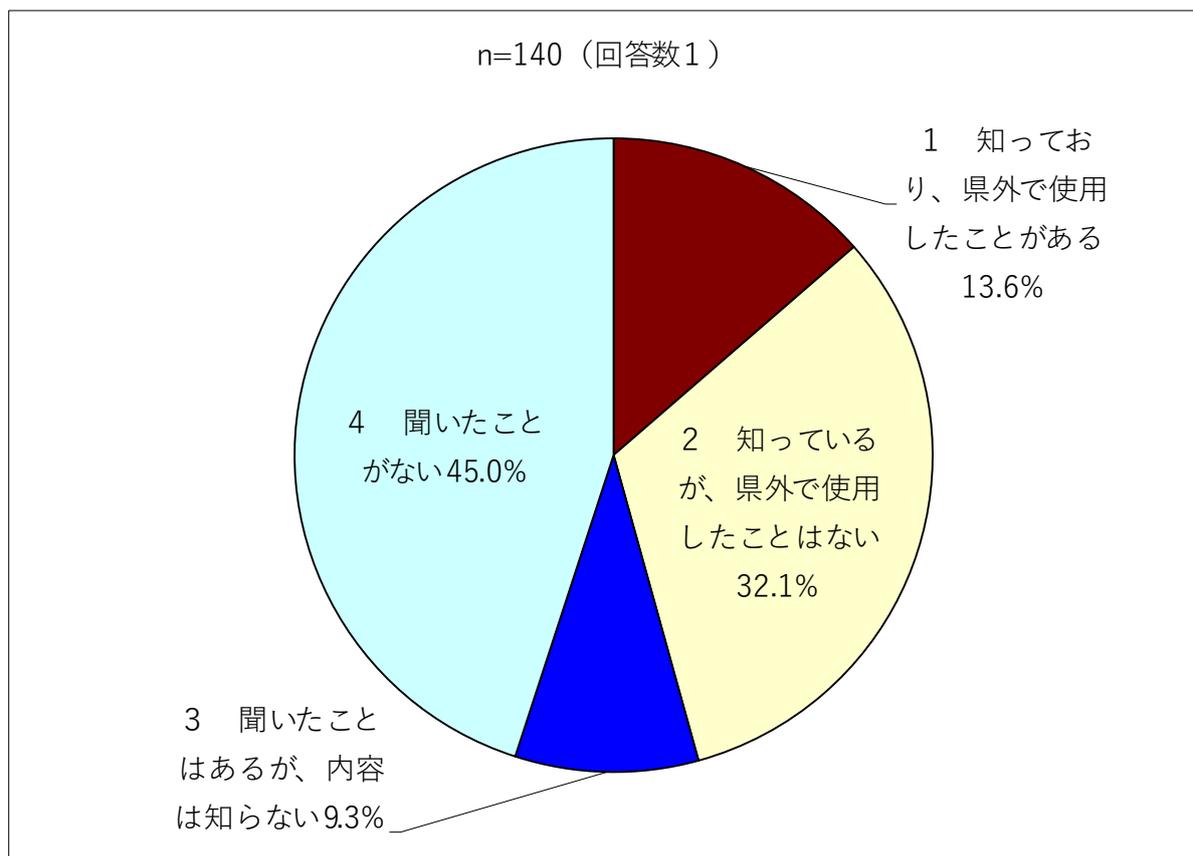
問3-3 問3で選択肢1を選択された方に伺います。「しずおか子育て優待カード」の利用者の方々から次のような感想が寄せられています。あなたの考えに近いものをお選びください。(複数回答可)



問3-4 問3で選択肢1を選択された方に伺います。「しずおか子育て優待カード事業」について、次のような要望等が寄せられています。あなたの考えに近いものをお選びください。(複数回答可)



問3-5 問3で選択肢1を選択された方に伺います。平成28年4月1日から、「しずおか子育て優待カード事業」と同様の事業を行っている都道府県でも、原則「しずおか子育て優待カード」提示により協賛店舗の応援サービスを受けられる全国共通展開が始まりました。あなたは、このことを知っていますか。(回答数は1つ)



問4 「子育ては尊い仕事」という理念や、「しずおか子育て優待カード事業」などの取組について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。(500字以内)

担当課 健康福祉部こども未来局こども未来課

電話番号 054-221-2446

FAX 054-221-2342

メール eisei@pref.shizuoka.lg.jp